公　告

諸　事　項

工場財団

山口県下関市本町三丁目１番１号**山口合同ガス株式会社**の工場財団に山口県下関市本町三丁目１番１、１番２、１番３、29番８、472番１山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二の枡473番２山口合同ガス株式会社防府供給所、山口県周南市大字徳山字久米ヶ後355番４、同所字久米ヶ岡425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市大字栗屋茅崩124番、125番山口合同ガス株式会社旧大華工場、山口県周南市小川屋町4979番２山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大字大内御堀字中村1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社新小野田工場、山口県柳井市柳井字宮本塩浜1578番12、同所同字1574番45、同所同字1574番56山口合同ガス株式会社柳井工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年９月19日

山口地方法務局下関支局

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年９月19日

関東地方整備局長　泊　　宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

本業務は、路上規制情報システムにおけるデータ改修を実施し、道路利用者に対して、適切かつリアルタイムな路上工事等の規制情報の提供している路上規制情報提供システムにおいて、地図データの更新、システム使用者の改修要望対応や、セキュリティの改善を図るものである。

本システムは、工事契約や製造契約の開発時受注者（開発者）が、独自に管理保有している技術を基に製作されたものであり、開発者が有する著作者人格権や企業秘密（企業の技術的知識）等が多数使用されているシステムである。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　H29路上規制情報提供システム改修業務

⑵　業務内容

①　路上規制情報提供システム地図機能改修

②　路上規制情報提供システム改修

⑶　履行期間　契約の翌日～平成30年３月30日

３．業務目的

本業務は、路上規制情報システムにおけるデータ改修を実施し、道路利用者に対して、適切かつリアルタイムな路上工事等の規制情報の提供している路上規制情報提供システムにおいて、地図データの更新、システム使用者の改修要望対応や、セキュリティの改善を図るものである。

４．参加者に求める応募要件

⑴　参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

１）基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

㋐　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

２）設備等に関する要件

サブシステムとして、以下の全てを有した設備を確保できること。

・路上規制情報システムのプログラムを改変した場合の稼働検証ができること。

３）業務執行体制に関する要件

①　再委託の内容が、主たる部分でないこと。

②　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

４）業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。

・同種業務：道路情報に関するシステム開発、改良または改修を行った業務

・類似業務：情報処理に関するシステム開発、改良または改修を行った業務

５）配置予定技術者に関する要件

①　業務経験

配置予定技術者（管理技術者）については、下記に示される同種業務について、平成19年度以降に完了した業務において、１件以上の実績（再委託による業務の実績は含まない）を有すること。

・同種業務：道路情報に関するシステム開発、改良または改修を行った業務の実績。

・類似業務：情報処理に関するシステム開発、改良または改修を行った業務の実績。

５．手続等

⑴　担当部局

１）契約関係

〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係　電話：048－600－1327　ＦＡＸ：048－600－1370

２）技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局道路部交通対策課交通対策係　電話：048－600－1346　ＦＡＸ：048－600－1388